

秋田県工事成績評定評価委員会要領

(趣旨)

第1 本要領は、秋田県工事成績評定点通知実施要領に基づき設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という）の設置。等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- 一 秋田県工事成績評定点通知実施要領に基づき通知された評定点について、請負者が説明を求めた場合の回答
- 二 工事成績評定の通知に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、各部局（教育庁及び警察本部を含む）及び地域振興局に置くものとする。

2 部局の委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 ・各部局の（技術）次長

委員 ・審議対象工事を主管する課（室）長、関係上席主幹及び主幹またはこれに準ずる者

・建設部営繕課に監理監督を委託している工事にあつては、営繕課長またはこれに準ずる者

・部局内に工事の技術管理を掌握する課がある場合にあつては、その課長またはこれに準ずる者

・検査課長（必要に応じて）

3 地域振興局の委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 ・審議対象工事を主管する地域振興局の部長

委員 ・主管する部の関係課長、主幹、主席専門員、主任専門員及び副主幹またはこれに準じる者

4 委員長に事故あるとき、または委員長が不在もしくは欠けるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 地域振興局の委員会は、その審議の結果に基づき、部局の委員会に意見を求めることができるものとする。

(委員会の召集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、当該工事を主管する課（地域振興局にあつては当該工事を主管する部）において行うものとする。